立川山岳会 入会申込書

記入日（西暦） 　年 　月　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 会員番号 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 血液型 | 型 |
| 住所 | 〒 |
| 自宅TEL |  |
| 携帯TEL |  |
| E-mail\_1 |  |
| E-mail\_2 |  |
| 緊急連絡先 名前 |  |
| 緊急連絡先 住所 |  |
| 続柄 |  |
| TEL |  |
| 勤務先名称 |  |
| 勤務先住所 |  |
| TEL |  |
| 山岳関連資格 |  |
| 山岳保険の名称と番号 |  |
| 他の所属山岳会の名称  緊急連絡先 |  |
| 都岳連関連の役職 |  |
| 健康状態(持病・障害)、その他申告事項 |  |
| 入会諸費用 | 入会金　2000円  年会費　3000円  ※中途入会の場合：　月～　カ月分　　　円〈300円/月で計算〉  会計：相場  山岳保険　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保険：滝野 |

．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．

立川記入欄　入会受理　　　　年　　月　　日　代表：三ツ堀信二

**立川山岳会会則**

1. 名称　本会を立川山岳会（以下本会と呼ぶ）と称する。
2. 目的　本会は山岳地域等での登山登攀活動を通して会員相互の交流研鑽を図ることを目的とする。
3. 活動　本会は前条の目的のため次の活動を行う。
4. 山岳地域における登山活動
5. 山岳地域における登攀活動
6. マルチピッチクライミングを含むフリークライミング活動
7. その他上記に準ずる登山行為
8. 上部団体　本会は東京都山岳連盟に加盟する。
9. 会員の義務
10. 会員は会費を納め、積極的に会の運営に携わる義務を有する。

　　　（会費　入会金2000円　年会費3000円）

1. 会員は山岳保険に加入する。
2. 会員は山行規約を遵守する。
3. 遭難発生時は遭難対策本部を設置し、会員は可能な限り協力する。

　　　　　遠隔地会員は山岳保険の加入および保険請求手続き、メーリングの利用ができるが、本会は遭難対策の義務は負わない。

1. OBOG会員は会員が認めた場合に限る。
2. 退会する会員は、当会にその旨申し出る。
3. 例会　月1回、第三水曜日に開催する。
4. 総会　代表が招集し、毎年3月に開催する。

　　　総会は決議権委譲を含む会員の2分の1の出席で成立し、議決は多数決とする。

1. 役員　本会は次の役員を置き、任期は4月1日から翌年3月31日迄の1ヵ年とし、再選、重任を妨

　　　げない。

　　　役員に欠員が生じた時は、遅滞なく補充する

1. 代表　1名
2. 副代表　若干名
3. 会計　1名
4. 保険　1名
5. 庶務　1名
6. 装備　1名
7. 遭難対策　若干名
8. ホームページ　1名
9. 山行管理　若干名
10. 山行リスト　1名
11. 立川山岳会フリークライミングクラブ　若干名
12. 連絡手段　本会は会員相互の連絡のため次の手段を設置する
13. 一般メーリング　山行計画書の提出、下山連絡、山行報告
14. 山行管理メーリング　山行管理と役員間の連絡
15. 会計　本会の資金は、会員の拠出する会費、その雑収入をもって充てる。
16. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄の1ヵ年とする。
17. 本会の決算報告書は、総会の議を経て公示しなければならない。

以上

2006年4月施行

2009年4月15日一部改訂

2010年3月18日一部改訂

2015年3月18日一部改訂

2017年5月18日一部改訂

2018年4月01日一部改訂

2023年7月07日一部改訂

立川山岳会　山行規約

１．目的　山行計画および下山状況を把握し、有事の際、活動を迅速に行うことを目的とする

２．山行計画

（１）山行計画書は本会ホーページからダウンロードし、指定の様式を用いること

（２）山行計画書は山行管理係に事前に送付すること

（３）会全体で山行を把握するためメーリングに日程行き先・メンバー・最終下山日時を連絡すること

（４）谷川岳危険区域に入山する場合は、山行計画書に立川山岳会印を捺印し、入山前に谷川岳登山指導センターに提出すること

（５）山行計画書は所定の項目をもれなく記入すること。不備がある場合は受け付けないことがある

　　　注１）予備日：悪天候、体調不良等で停滞を余儀なくされる場合に消化する日であり、山行日程のほかに設けること

　　　注２）最終下山日時：予備日を含めた全日程において、下山連絡がなければ遭難したとみなされる日時のこと

（５）会員以外のメンバーがいる場合は、それらの緊急連絡先、保険加入状況を確認し、計画書に記入すること。不備がある場合は受け付けないことがある。

（６）マルチピッチを含むフリークライミングは、山行計画書の提出を不要とするが、メーリングに日程・行き先・メンバー・最終下山日時を連絡すること

　　　ただし、ルートにより山岳地域の活動に準ずると判断する場合は適宜、山行に準じ手続きをすること

（７）能力、経験を超えた山行と判断する場合は、代表、その他経験者から助言指導または計画の見直し、中止を勧告することがある

３．下山後の処置

（１）下山後、速やかにメーリングまたは山行管理係に下山連絡すること

（２）下山後、可能な範囲で早めにメーリングに山行報告をすること。山行報告をする際の指定様式は、別に定める通りとする

（３）最終下山日時を経過しても下山連絡がない場合は、代表が遭難対策メンバーを招集し対応を協議する

４．遭難対策

遭難が発生した場合は、遭難者および本会は別に定める遭難対策マニュアルに則り行動すること。

５．付則　営業期間中のスキー場コースエリア内での活動は、山行とはみなさず本規約は適用しない。

２００９年４月１５日　施行　　　　　　　　　２０１５年３月１８日　改訂

２０１０年３月１８日　改訂　　　　　　　　　２０１７年５月１８日　改訂